

旧法党再考

——呂公著・范純仁と司馬光を手懸りとして——

毛塚康明

一 はじめに

「改革」は何の為に行われるのだろうか。そして、「改革」の際には必ず反対派が出現する。

十一世紀後半、宋朝六代目の皇帝神宗は、文治主義政策による弊害を除去すべく王安石を登用し、所謂新法による改革を進めさせた。王安石の改革は、財政・軍事面に留まらず官吏登用法や官制の整備にまで至るが、これらの改革に反対を唱えたのが旧法党と言われた保守官僚たちである。従来、旧法党と、王安石の改革に賛同した新法党との対立の原因については、北方出身の豪族層によって構成された旧法党と富裕ならざる南方出身の新法党との利害関係に基づくとか、学風の対立によると考えられてきた。しかし、それらをもつてしては十分に説明のできない例外が少なからず存在する。

拙稿「旧法党官僚蘇軾」〔《响沫集4》一九八四年〕・「旧法党官僚再考——蘇軾を手懸りとして——」〔《响沫集5》一九八七年〕の二編は、旧法党の中で特異な言動をとった蘇軾を通して、従来の旧法

党イコール反改革派という解釈の枠の中に収められない旧法党官僚について考察したものである。前者は、四川の中小地主出身でありなみなみならぬ改革意欲を持っていた蘇軾が、改革に乗り出した王安石と対立する原因を探ってみたものである。王安石が制置三司条例司を設置し新法の立案を開始したのが熙寧二（一〇六九）年の二月。同じ月に父蘇洵の喪が明けた蘇軾・蘇轍兄弟は京師に戻った。二度の服喪と新しい任用規定により活躍の機会を逸していた蘇軾にとり、改革を提唱する神宗の即位には期するものがあつたはずであるが、新たな役職は判官告院。熙寧四年には神宗が蘇軾を同修起居注に抜擢しようとしたが権開封府推官に留められた。この二つの任官は王安石の意向に基づくものであり、これに対し弟の蘇轍は、王安石の推薦で改革の中核ともいえる制置三司条例司検詳文字官となる。この対照的任官より、蘇軾の王安石に対する反発の原因は、出身等よりも多分に個人的感情によるのではないかと結論づけた。後者は、神宗が没した元豊八（一〇八五）年以後の元祐更化期に、蘇軾と旧法党のリーダー司馬光によって始められた募役法存続をめぐる論争が、

「洛蜀党議」といわれる旧法党内部の抗争に発展していく中から、旧法党官僚の実像に迫ろうとしたものである。司馬光の主導により短期間に新法が全廃されたことや以後しばしば新法党・旧法党の政權交代劇があること、またそのような中で元祐党籍碑が作られたことなどから、旧法党は共通の利害関係により成立した一枚岩の如き集団に思われがちであるが、実際の旧法党は決してそのようなものではなかった。募役法の利点を認識し、司馬光による募役法廃止に反対したのは蘇軾だけでなく、范純仁・呂陶・李常等があり、また新法見直しは募役法のみならず保甲法についても行われ、范純仁や王存は保甲法廃止に反対した。さらに司馬光の死後始まる「洛蜀党議」は、熙寧期における新法党と旧法党によって展開された誹謗中傷合戦となら変わらない様相を呈することとなる。

旧法党とは何か。旧法党とは如何なる集団であったのか。元祐更化期、旧法党内に募役法等に対し一定の評価を下した官僚が存在したことは右に述べた通りであるが、蘇軾が元祐三(一〇八八)年二月九日上奏した「大雪論差役不便劄子」に次のような一節が有り、非常に興味深い。

臣每見呂公著・安燾・呂大防・范純仁、皆言差役不便。

司馬光の上奏により募役法廃止の勅が下されたのは元祐元年二月六日。それから丸二年を経ても蘇軾は差役復活に異を唱えている。⁽²⁾ さらに同じ意見を持つ者として四人の名を挙げている。この四人は旧法党の重鎮として官を極め宰執にまで至った人々である。小論では、この四人の中から比較的史料が豊富な呂公著・范純仁の二人を選び、元祐更化期、この二人が旧法党の首領司馬光との間に新法

廃止をめぐるどのような意見の異同があったかを見ながら、旧法党とは如何なる集団であったのかを考え直してみたい。

二 呂公著と司馬光

『宋史』卷三三六、列伝第九五は、司馬光伝と呂公著伝で編まれている。元祐元(一〇八〇)年の両伝に共通する部分を抜き出してみよう。

元祐元年復得疾、詔朝会再拜、勿舞蹈。時青苗・免役・将官之法猶在、而西戎之議未決。光嘆曰、四患未除、吾死不瞑目矣。折簡与呂公著云、光以身付医、以家事付愚子、惟国事未有所託、今以属公。乃論免役五害、乞直降勅罷之。

元祐元年、拜尚書右僕射兼中書侍郎。……(中略)……与司馬光同心輔政、推本先帝之志、凡欲革而未暇与革而未定者、一一舉行之。民謹呼鼓舞、咸以為便。光薨、独当国、除吏皆一時之選。

前者は司馬光伝であり、後者は呂公著伝である。ここから読みとれることは、司馬光と呂公著は心同じくして政務にあたったこと、罹病し死期の近づいた司馬光はみずからの後継者として呂公著を指名し後事つまり新法の廃止を託したこと、司馬光の死後は呂公著が独りその責務を遂行したことである。また呂公著伝の終わりの部分には次のようにある。

明年二月薨、年七十二。太皇太后見輔臣泣曰、邦国不幸、司馬相公既亡、呂司空復逝。痛閔久之。

論曰……(中略)……司馬光疾甚、諄諄焉以國事為託、當時廷臣、莫公著若也審矣。

列伝の著者は、呂公著は司馬光に並ぶ名臣であつたとして宣仁太皇太后の言を載せ、司馬光の後継者になりうる人物は呂公著のみであつたと論じている。呂公著伝を司馬光伝に続け、合わせて列伝第九五としたのもそのような評価によつてであらう。列伝からは、蘇軾の「大雪論差役不便劄子」に表われる差役の不便を言う呂公著の姿はまತ್ತたくうかがうことができない。はたして、司馬光と呂公著の間には、政策上の対立、新法廃止に関する意見の相違はなかつたのだらうか。『続資治通鑑長編』(以下「長編」と約す)卷三五七、元豊八年六月二八日の呂公著の上奏文には次のようである。

臣伏思先帝初即位、召臣充翰林学士、当時親見先帝至誠求治、賞令臣草詔書、以寬民力為意。自王安石秉政、變易旧法、群臣有論其非者、便指以為沮壞法度、必加廢斥。自是青苗・免役之法行而奪民之財、保甲・保馬之法行而用民之力竭、市易・茶塩之法不為衆論所惑、則更張之際、当須有術、不在倉卒。且如青苗之法、但罷逐年比較、其官司既不邀功、百姓自免抑勒之患。免役之法、当少取寬剩之數、度其差雇所宜、無令下戸虚有輪納、上戸取其財、中戸取其力、則公私自然均濟。保甲之法、止令就冬月農隙教習、仍只委本路監司提按、既不至妨農害民、則衆庶稍得安業、無転為盜賊之患。如此三事、並須別定良法、以為長久之利。至於保馬之法、先朝已知有司奉行之謬、市易法、先帝尤覺其有害而無利、及福建・江南等路配完茶・塩過多、彼方之民、殆不聊生、俱非朝廷

本意、恐当一切罷去。而南方塩法、三路保甲、尤宜先革者也。以
上数事、皆略陳大概、其他詳悉、非書所能尽。

呂公著は、保馬法や市易法とは一線を画し、青苗法・募役法・保甲法の三法については弊害を認めながらも一定の評価を下し、かつ修正と存続を主張している。青苗法については、地方官が農民への貸付け実績を前年より上げることによつて患とならぬのでそれをやめさせれば、強制貸付けがなくなり、農民によつて患とならぬだろうこと。募役法については、免役錢は上等戸から徴収し、中等戸には職役を行わせるなど、農民の希望に応ずべきこと。保甲法については、冬の農閑期にのみ軍事訓練を行い農作業を妨害しないようにすること、と述べている。元祐更化以後、旧法党内で、募役法について、修正を含め存続を主張し差役法の復活に反対した官僚が少なからず存在していたことは『宋史』などからも確認できる⁽³⁾。しかし、青苗法と保甲法についても肯定的な意見を述べた人物となると、この呂公著と次章で取上げる范純仁以外には見ることができない。この上奏文を読む限りでは、『長編』の呂公著と『宋史』列伝の呂公著とは全くの別人のように思えてくる。

さて、『長編』には呂公著の上奏に続けて次のような興味ある内容が記されている。

太皇太后封公著劄子付司馬光、詳所陳更張利害、有無兼濟之才、直書当与不当以聞。光奏、臣自公著到京、止於都堂衆中一見、自後未嘗私見及有簡帖往来。公著所陳、与臣所欲言者、正相符合。蓋由天下之人、皆欲如此、臣与公著但具衆心奏聞耳。……(中略)……伏望陛下察公著所陳、參以臣所上実封奏状、若与之同者、断

志行之、勿復有疑、臣見太平之功、不日可見矣。公著一言而天下受其利、可謂有兼濟才、所言無有不当。惟有保甲一事、欲就農隙教習、臣愚以朝廷既知其為害於民、無益於國、便当廢罷、更安用教習。

呂公著の上奏文を読んだ太皇太后が、呂公著の人柄・政治家としての才能の有無、上奏文の内容の当否について司馬光に尋ねたという。それに応えて司馬光は、呂公著その人とその上奏文の内容に高い評価を下しながらも、保甲法の存続にのみ反対している。『長編』の注ではこの司馬光の上奏文の日付は七月一日となっている。呂公著の上奏からわずか三日ほど後のことである。短時間での上奏であるがために司馬光は呂公著の上奏文をよく検討しなかつたのだろうか。呂公著の青苗法・募役法存続の意見を見落としたのであろうか。また、保甲法の廃止が七月六日であることから、何らかの理由があつた。司馬光は、まず保甲法だけでも即座に廃止したかつたのではとも想像しうるが、そのようなことはないだろう。司馬光も青苗法・募役法に対しては、特に青苗法に対しては、ある程度肯定的見解を持っていたと思われる節がある。このことについては次章で述べる。こととして、結果から見れば新法は約一年の間に全廃されるわけだが、旧法党の中心人物とみなされた司馬光・呂公著さえも、一部とはいへ新法の有効性を認識していたとするならば、旧法党とは一体どのような集団であつたのか、ますます不可解な存在となつてしまふ。

三 范純仁と司馬光

『長編』巻三五八によると、呂公著が青苗・募役・保甲法の存続

を上奏した翌月、元豊八（一〇八五）年七月六日に、府界三路の団教が罷められている。『長編』は一二日後の庚戌の項に、上奏日不明と注をつけながら范純仁の次のような上奏文を載せている。⁴

臣伏觀提舉保甲司牒、準樞密院劉子指揮、鈐東保甲子弟、不令聚集飲博、即遇閑暇、于本家閱習事芸。窃緣保甲每月雖蒙指揮併教兩日或三日、比之自來日數全少、然未免往來聚集、有妨農務。蓋子弟慣入鎮市、漸喜游惰、託以修葺弓弩箭器、或期約同保私閱為名、不肯專意生業、官司及父兄終難鈐束覺察。自古三時務農、一事講武、又曰、皆于農隙以講事、此古人不易之法、所以東作西成、得盡其力、三年之食可足、使武事不廢、民力不窮。三代興王、同此道也。蓋農事播種斂穫、不可少有失時、常若寇盜之至、苟一日愆期、或致終歲之闕、則職在勸農者所當申陳也。臣今欲乞應三路教閱保甲、計一歲合教日數、併就農閑之月。其余月分、並歸農業、則官司与父老易為拘管。

保甲法における軍事訓練は、原則として農閑期に行うこととなつていたが、元豊の末頃から毎月二日ないしは三日となり、訓練の効果があがらないばかりか、若者が繁華街に出入りするようになって生業に専念しなくなつたり、訓練により農作業が中断される等の弊害が生じている。であるから、年間の訓練日数を計算し、まとめて冬の農閑期に行えば効果もあがり、農事に支障をきたすこともあるまいといっている。内容的には、前章で紹介した呂公著の上奏とほぼ同じである。『長編』ではこの上奏の日付けを不明としながらも、保甲法廃止一二日後の七月一八日の部分に入れてはいるが、これは保甲法廃止について旧法党内で意見が必ずしも一致していなかつた

ことを表わしている。『宋史』卷三三一、列伝第一〇〇の王存伝には、

有建議罷教畿内保甲者、存言、今京師兵籍益削、又廢保甲不教、非国家根本久長之計。且先帝不憚難而為之、既已就緒、無故而廢之、不可。

とあり、王存は軍事費削減の面から保甲法の存続を主張し、保甲法廃止論には根拠がないかのように言っている。このような意見は多数ではなかったであろう。しかし、ここからも当時の旧法党の足並みの乱れを窺うことができる。

さて、保甲法については意見が食違つた范純仁と司馬光の間で、一時的に意見の一致をみたことがある。青苗法についてである。

『宋史』卷一七六、志第一二九、食貨上四、常平・義倉の元祐元年の頃、青苗法廃止までの経緯の記載に次のようにある。

元祐元年、詔提举官累年積蓄錢穀財物、尽椿作常平錢物、委提点刑獄交管、依旧常平倉法行之。罷各県專置主簿。四月、再立常平錢穀給敘出息之法、限二月或正月以散及一半為額、民間糸麥豐熟、隨夏稅先納所輸之半、願伴納者止出息一分。左司諫王巖叟・監察御史上官均・右正言王觀・左司諫蘇轍・御史中丞劉摯交章論復行青苗之非。……(中略)……中書舍人蘇軾不書錄黃、奏曰、熙寧之法、未嘗不禁抑配、而其害至此。民家量入為出、雖貧亦足、若令分外得錢、則費用自広。況子弟欺謾父兄、人戸冒名詐請、似此本非抑配。臣謂以散及一半為額、与熙寧無異。今許人願請、未免設法罔民、使快一時非理之用、而不慮後日催納之患。二者皆非良法、相去無幾。今已行常平糶糴之法、惠民之外、官亦稍利、何

用二分之息、以賈無窮之怨。於是王巖叟・蘇轍・朱光庭・王觀等復言、臣等屢有封事、乞罷青苗、皆不蒙付外。願尽付三省、公議得失。初、同知樞密院范純仁以国用不足、建請復散青苗錢、四月

之詔、蓋純仁意也。時司馬光以疾在告、已而台諫皆言其非、不報。

光尋奏乞約東州県抑配、蘇軾又繳奏、乞尽罷之。光始大悟、遂力疾入對。尋詔、常平錢穀、止令州県依旧法趁時糶糴、青苗錢更不

支俵。除旧欠二分之息、元支本錢驗見欠多少、分料次隨二稅輸納。元祐元年閏二月八日⁽⁶⁾の詔で、青苗法による貸付けを止め、旧の常平倉法を行うことになったが、四月二十六日に、貸付け額や利息を従来

の半分にする等の条件で青苗法が一時的に復活した。この復活は、財源不足解消のために、范純仁の意向によってなされたという。四

月下旬、司馬光は病気で休暇を取っており、王巖叟等台諫の青苗法反対の意見は司馬光のもとへ届かなかつたようである。司馬光は范

純仁の考えに賛同し、地方官による強制貸付けの取締りを乞う上奏を行った。これらの措置に対し、蘇軾は八月四日「乞不給散青苗錢斛状」という上奏を行い、強制貸付けを防止することは困難であり、

多少財政を潤したとしても民衆の強い反感を買うことになるので即時青苗法を廃止すべしと主張した。結果として、蘇軾のこの上奏が

司馬光を動かし、八月六日司馬光の上奏により青苗法は廃止されることになる。ここで前章で紹介した呂公著の上奏文と、それに対し

た司馬光の反応を思い出していただきたい。青苗法・募役法・保甲法の三法について、弊害を指摘しながらも一定の評価を下し、修正

のうえ存続を求めた呂公著の意見に対し、司馬光は保甲法についてのみ即時廃止すべしと答えたことである。司馬光もそれなりに青苗

法を評価していたのである。司馬光というと、旧法党の領袖であり、新法にはことごとく反対した頑迷な保守派というイメージが付きまとうのだが、実際の姿はやや異なっていたのではないだろうか。また、「倍称の息」といわれた法外な利息により零細な自作農や佃戸から収奪を繰返していた大地主たちにとって、青苗法は不要、いや邪魔以外の何物でもなかったはずである。その青苗法の廃止は、一連の新法廃止の中で最も遅い。このことから、司馬光を始めとして旧法党内にかなりの論争があったことが窺える。

また、『通鑑長編紀事本末』巻一一〇、「青苗」より青苗法廃止の記事の最後の部分を見てみよう。大筋は『宋史』食貨志と同一である。

初、同知樞密院范純仁以国用不足、建請復散青苗錢、……(中略)……光尋具劄子、乞約束州縣抑配者。蘇軾又繳奏、乞尽罷之。

光始大悟、遂力疾入对、於簾前曰、近日不知是何奸邪勸陛下復行此事。純仁失色、却立不敢言。青苗錢遂罷、不復散。

ここからは、蘇軾の上奏によって態度を豹変させ、青苗法復活の責を一人范純仁に負わせようとする司馬光の無節操ぶり、皇帝の前で誇られて顔色を失い、怒りをこらえながら席を立つ范純仁の孤独感が読みとれる。

ところで、『宋史』食貨志の青苗法廃止の記述には、もう一つ注意すべきものがある。それは蘇軾と范純仁の関係である。蘇軾と范純仁は、役法をめぐる論争では募役法擁護派である。差役法の復活を主張する司馬光と対立する様子は、『宋史』の列伝でも明確に読みとることができる⁽⁸⁾。また、『宋史紀事本末』巻四五「洛蜀党議」を読むと、元祐二年一〇月の頃に、

冬十月、眨右司諫賈易。時程頤・蘇軾交惡、其党互相攻訐。易・因劾呂陶党軾兄弟、語侵文彦博・范純仁。太后怒、欲峻責易。

とあり、洛党の賈易が、呂陶を蘇軾の党、蜀党であると劾奏した中に、文彦博と范純仁を譏る部分があったために太后の怒りを買ったという。この記事は、当時四川出身でないにもかかわらず、文彦博と范純仁が蜀党の同調者とみなされていたことを示している。役法をめぐる論争、そしてこの「洛蜀党議」を見る限りにおいて、蘇軾と范純仁は同じ政策集団を形成していたように思われる。しかし、青苗法に関しては、両者の意見は全く異なっているのである。さらに、両者の主張の基礎となっているのが、范純仁は国家財政の立場からであり、蘇軾は抑配を受ける農民の立場からという別の視点によってである。

四 おわりに

以上、二章では、司馬光の後継者となる呂公著が青苗・募役・保甲法について肯定的評価を下し、それらの修正と存続を考えていたこと、三章では、旧法党の領袖たる司馬光さえも青苗法は財源確保に有効と認めていたこと、また役法についてはほぼ同じ意見を持っていた范純仁と蘇軾が青苗法については意見を異にしたことを述べてきた。これらのことから、旧法党は明確な指向性を持った政治集団ではなかったといえる。そして、旧法党を、司馬光・呂公著の指導の下まとまった保守集団と誤認してしまうのは、洛党の流れをくむ『宋史』および『宋史紀事本末』の編者⁽⁹⁾が、旧法党内の動揺と対立を意図的に隠蔽または強調しているからと思われる。それらは、

呂公著の新法評価を一切記載せずに、呂公著を司馬光の後継者たる名臣と記していることや、青苗法廃止の際、司馬光が青苗法の一時的再開の全責任を范純仁に帰したことを記さなかったことなどからも明らかである。また、必ずしも蘇軾との政策論が一致していなかった范純仁を蜀党の同調者とみなしたこともその現れである。

さて今回は、元祐更化以後旧法党の中心人物となる呂公著・司馬光・范純仁らを手懸りにして、旧法党とは何かを考えてみた。その結論は右に述べた通りであるが、まだ納得できない事柄がある。旧法党についてを考える際に、やはり熙寧二(一〇六九)年以後の数年間の動き、つまり旧法党が形成されていく過程を無視することはできないからである。如何なる理由で旧法党に属するようになったのか、興味ある人物が少なくない。この問題は今後の研究課題としていきたい。

注

- (1) 『蘇東坡全集』奏議集卷四。
- (2) 蘇軾は、元祐四年一月一日にも「論役法差雇利害起請画一状」(『蘇東坡全集』奏議集卷六)を上奏し、あいかわらず差役法に反対している。
- (3) 拙稿「旧法党官僚再考——蘇軾を手懸りに——」三章を参照。
- (4) 『范忠宣公文集』奏議集卷下「奏乞保甲并用冬教」が原文である。范純仁は同七月にも再度「奏乞揀閱保甲」(同卷)を上奏している。
- (5) 王存のこの発言の日付けは『長編』で確認できなかったが、「畿内保甲」とあることからやはり元豊八年七月頃のことであろう。
- (6) 『宋史』は、往々にして事の経過を曖昧に記することがある。以下の日付けは『長編』によって補った。

(7) 『蘇東坡全集』奏議集卷三。

(8) 注(3)の拙稿参照。

(9) このことに關しては、近藤一成氏「洛蜀党議」と哲宗実録——『宋史』党争記事初探——(『中国正史の基礎的研究』早稲田大学文学部東洋史研究室編 一九八四年)に詳しい。

(10) このような例は少なくない。たとえば『宋史』卷三三八、列伝第九七の蘇軾伝では役法をめぐって論争する蘇軾と司馬光の対立關係をことさらに曖昧に記述しようとしている。詳しくは、注(3)の拙稿を参照していただきたい。